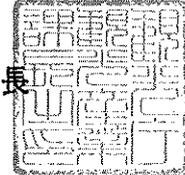


観観産第359号
平成23年11月1日

社団法人 全国旅行業協会 会長 様

観光庁観光産業課長



2014年サッカー・ワールドカップ・アジア第三次予選「日本対北朝鮮」戦への観戦等を目的とした北朝鮮への渡航について

北朝鮮・平壤にて開催される2014年サッカー・ワールドカップ・アジア第三次予選「日本対北朝鮮」戦への観戦等を目的とした渡航については、政府の方針に基づき、下記のとおり取り扱うよう、貴協会の傘下会員各社に対し、周知徹底を図られたい。

記

1. 2014年サッカー・ワールドカップ・アジア第三次予選「日本対北朝鮮」戦への観戦等を目的とした渡航については、官房長官から発表された政府の方針（別添1）のとおり対応すること。
2. 当該方針において、「引き続き北朝鮮への渡航自粛をお願いする」こととされている者については、平成18年7月5日付け国総観事第4号（別添2）のとおり取り扱うこと。
3. 上記通達の記2. における「旅行者」への説明については、外務省の危険情報を記載した書面を交付するとともに、「北朝鮮を仕向地として10万円相当額を超える現金等を携帯して持ち出す方へ（別添3）」及び「平成23年11月に北朝鮮で行われるサッカーW杯予選開催に当たって（別添4）」の書面を交付し、渡航に際しての留意事項の周知徹底を図ること。

平成23年11月1日

観光庁観光産業課

2014年サッカー・ワールドカップ・アジア第三次予選「日本対北朝鮮」戦への参加、取材、観戦を目的とした北朝鮮への渡航について

(平成23年11月1日 官房長官会見概要)

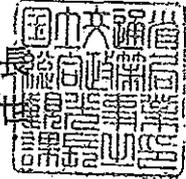
- 来る11月15日、北朝鮮・平壤にて開催される2014年サッカー・ワールドカップ・アジア第三次予選「日本対北朝鮮」戦への参加、取材、観戦を目的とした邦人の北朝鮮への渡航について、政府の方針を述べる。
- 政府は対北朝鮮措置の一つとして、我が国から北朝鮮への渡航を自粛するよう要請しており、この措置に変更はない。
- 他方、政府としては、今回の日本対北朝鮮の試合が、FIFA規約の下に行われるワールドカップ予選であり、日朝双方のサッカー協会間で、ワールドカップ予選運営の慣行に従って調整が行われたこと等を勘案し、以下については今回のワールドカップ予選のため限り、特例的に北朝鮮への渡航の自粛を要請しないこととする。
 - ①選手・コーチ・役員・スタッフ等の日本サッカー協会関係者から構成される日本代表チーム
 - ②日本サッカー協会が行う募集・選考・集約・渡航斡旋に従って北朝鮮に渡航し、取材を行うJFAが認定した日本代表チーム帯同プレス
 - ③JFA斡旋によるいわゆるオフィシャル・ツアーに参加し、団体行動の下で渡航・観戦するサポーター
- 以上に述べた以外は、引き続き北朝鮮への渡航自粛をお願いします。
- また、渡航自粛以外の、物品の輸出入禁止措置、現金等の持ち出し規制等の対北朝鮮措置については、何ら特例的な取り扱いはなく、日本代表チーム、同帯同プレス、JFAオフィシャル・ツアー参加者等を含め、北朝鮮に渡航する全ての邦人には、制裁措置に伴う各種の制約、出入国時の特別な手続を遵守願いたい。
- 日本は北朝鮮を国家として承認しておらず、外交・領事関係も設定されていないことから、多数の制約が存在することを十分自覚して行動するようお願いします。



国総観事第4号
平成18年7月5日

社団法人全国旅行業協会会長代行
山本 芳孝殿

国土交通省総合政策局観光事業課長
花角 英世



北朝鮮に対する旅行の取扱いについて

平成18年7月5日未明より複数回にわたり、北朝鮮から、弾道ミサイル又は何らかの飛翔体が発射されました。北朝鮮による今回の弾道ミサイル又は飛翔体の発射は、我が国の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であり船舶・航空機の航行の安全に関する国際法上の問題であること等極めて憂慮すべき事態です。また、現下の情勢にかんがみ、北朝鮮に渡航する国民の生命等に対し危険が及ぶ可能性も否定できません。

このような状況を総合的に勘案して、外務省では、北朝鮮に対する渡航情報（危険情報）を「渡航を自粛してください。」に引き上げたところであり、今後、当分の間、北朝鮮に対する旅行については下記のとおり取り扱うよう、貴協会の傘下会員各社に対し、周知徹底を図られたい。

記

1. 北朝鮮を目的地とする企画旅行については、企画・実施しないこと。
2. 北朝鮮を目的地とする手配旅行については、旅行者に対し外務省の危険情報を記載した書面を交付し、その趣旨及び内容を説明し、旅行を取りやめるよう勧めること。

北朝鮮を仕向地として10万円相当額を超える現金等を携帯して持ち出す方へ

— 支払手段等の携帯輸出・輸入申告書の記入例 —

この輸出入申告書を提出した場合には、「支払手段等の携帯輸出入届出書」の提出は不要です。

平成22年7月6日から、北朝鮮を仕向地として10万円相当額を超える現金・小切手等を携帯して持ち出す場合には、税関に「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の提出が必要です。なお、様式につきましては、全国の空港や港にある税関に備え付けています。

(税関用)		<input checked="" type="checkbox"/> 輸出 支払手段等の携帯 申告書
		<input type="checkbox"/> 輸入
<small>携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記1の(1)の合計金額が100万円(*)相当額を超える方、又は下記1の(2)の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円</small>		
税関長殿	申告年月日	2010年 〇月 ×日
申告者	氏名(漢字)	税関太郎
	氏名(ローマ字)	ZEIKAN TARO
	住所	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
	生年月日	1970年12月30日
	国籍	日本
	旅券番号	AB012345
以下のとおり申告します。		
1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等 (1) 支払手段又は証券 <input checked="" type="checkbox"/> 現金（原通貨で記入） 150,000円 <input type="checkbox"/> 小切手（旅行小切手を含む。） <input type="checkbox"/> 約束手形 <input type="checkbox"/> 証券（有価証券に限る。） 合計金額（100万円(*)未満切捨て） 10 万円 <small>* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円</small> (2) <input type="checkbox"/> 貴金属（金の地金で純度90%以上のものに限る。） <small>合計重量（1kgが1未満切捨て）</small>		
2 仕向地（又は積出地）の名称 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名: AB航空012便] [降機(船)地名: ビョンヤン] <input type="checkbox"/> 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:] [乗機(船)地名:]		
3 輸出（又は輸入）の実行の日 <input checked="" type="checkbox"/> 申告の日 <input type="checkbox"/> 申告の日の翌日		
署名	税関太郎	
	税関記入欄	
	許可年月日	

『支払手段等の携帯輸出・輸入申告書』は、2枚複写式になっています。ボールペン等で1枚目に必要事項を記入の上、税関に提出してください。（1枚目：税関用、2枚目：申告者用）

申告対象

次のものの合計額が10万円相当額を超える場合

- ・ 現金（本邦通貨、外国通貨）
- ・ 小切手
- ・ トラベラーズ・チェック、旅行小切手
- ・ 約束手形
- ・ 有価証券（株券、国債等）

仕向地の名称

申告者が搭乗（乗船）する航空機（船舶）の名称及び降機（下船）する地名を記入してください。

輸出の実行の日

出国の際に利用する航空機（又は船舶）の出港予定日が申告書の税関での提出の日と同じの日となる場合には「申告の日」欄に、提出の日の翌日となる場合には「申告の日の翌日」欄にチェックを記入してください。



※申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。
 ※ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。



税関

<http://www.customs.go.jp/>

ただし、
渡航される方が
使用中のもの
又は
旅行中に使用する
予定のものは、
必要な量に限って
持ち出す(持ち込む)
ことができます。

※北朝鮮へ持ち出したものを
現地で売却や譲渡した場合、
外為法により、罰せられる
可能性があります。

※北朝鮮への持ち込みについては、
別途、北朝鮮当局の判断により制限を
受ける可能性があります。



持ち出す荷物の例

持ち出す例

- 旅行用品（衣類、かばん類、薬、ドライヤー等）、防寒用品（携帯カイロ等）、飲食物 など
（自分で使う以上に大量には持ち出せません）

数量制限がある例

- 電子機器（パソコンやカメラ）
…使用品で各種2点まで
- アルコール…760ml程度の
ものを1本まで
- タバコ…60本まで
- 化粧品…現在使用しているもの
+未使用のもの各種1点まで



帰国する際に 持ち込む荷物の例

- 持ち出した荷物
- 使用中のもの
（既に関封しているもの）



持ち出せない主な荷物の例

- 売却や譲渡用のもの（お土産、高級食材、クリスタルガラス製のコップ等） など
※未開封や贈答用の包装がされているものは、現地で売却・譲渡される疑いがあるため、持ち出せない可能性があります。



帰国する際に、 持ち込めない主な荷物の例

- 北朝鮮で購入したお土産
- 北朝鮮産の物品
（北朝鮮以外の場所（中国の空港売店など）
で購入した場合でも持ち込めません）

北朝鮮への措置の経緯

我が国は現在北朝鮮に対して輸出入禁止等の措置を行っております。

皆様の御理解を
お願いします。

平成18年10月～
北朝鮮からのすべての貨物の輸入の
禁止

平成18年11月～
国連安保理決議第1718号に基づき北
朝鮮へのぜいたく品（タバコ、アル
コール飲料、化粧品、貴金属、特定の
電子機器等）の輸出の禁止

平成21年6月～
北朝鮮へのすべての貨物の輸出の禁止

対北朝鮮規制関連情報（ホームページ）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/kita_chosen.htm

その他ご不明な点については、お問い合わせください

■ 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部
貿易管理課 Tel：03-3501-1511(代)
(平日：9：00～18：15)

また、以下の点にご注意ください

- ・税関において、荷物の持ち出し及び持ち込みが認められない場合、荷物を任意放棄していただく場合があります。
- ・10万円相当額を超える現金等を北朝鮮へ持ち出す際に、前もって税関に申告を行う必要があります。

平成23年11月に北朝鮮で行われる
サッカーW杯予選開催に当たって

北朝鮮への
荷物の持ち出しや
北朝鮮からの
荷物の持ち込みは
原則禁止です。
土産品の
持ち出し、持ち込みは
できません。

（我が国は現在北朝鮮に対して、
外国為替及び外国貿易法（外為法）
に基づき、輸出入禁止措置
を実施しています。）